

平成30年度 一宮市民活動支援制度

# 153響愛学園 news

市民1人あたり  
支援金額

## 651円

発行日

12月号

発行者

室町 芹川  
上野 天野

**音楽の響きが心をつなぐ！  
～障害や年齢性別を越えて、新たなシンフォニーが生まれる～**

響愛学園は平成27年度から一宮市民活動支援制度からの支援金でコンサート活動を応援して頂いており、今回で4回目の支援のお願いとなります。

## 一宮市って実はすごい!?

一宮市では平成20年度から一宮市民活動支援制度を実施しています。こうした支援制度は、もともと、ハンガリーで1996年に成立した「パーセント法(所得税の1%、あるいは2%を、納税者が選んだNGOなどに提供できる法律)」という国の法律を、自治体向けに応用したものです。市民の意思をより直接的に自治体の予算の使い方に反映させる制度で、どの市民活動にどの程度の金額を支援するのかを、市民が決める制度であり、市民にとって身近な制度と言えます。一宮市に収めている市民税課税額の1%が市民1人あたりの支援額になり、本年度の支援額は**651円**になります。書いて投票する支援なので、支援しても税金の金額が変わることはないので安心してください♪実は!!日本国内でも**7自治体**でしかこの取り組みを行っていません。一宮市って実は**すごい**市なのです♪



## ～とっても簡単! 3ステップ投票～

18歳以上の一宮市民のみなさまに1家庭に1冊投票用紙が届きます。



投票用紙に支援したい団体の番号を書きます  
響愛学園は

**153**



ポストに投函します。(切手は必要ありません。)以上、3ステップで支援完了です。



※1～3団体選択可能。651円より分配。

**<投票期間> 2018年1月25日(木)～2月23日(金)**



**一宮市民活動支援制度で検索!**

一宮市民活動支援制度



<https://www.138npo.org/seido/>  
一宮市市民活動支援制度実施事業

～次号予告～

響愛学園の支援内容、シンフォニーについてお知らせします!  
1月号もお楽しみに♪